



はちのへホコテン

第 1 回出店者説明会

日 時／令和 7 年 4 月 2 日（水）

13 : 30～15 : 00

場 所／八戸商工会館 3 階ホール

次 第

I. 開 会

II. 挨 拶

III. 案 件

1. 令和 7 年度の開催要項について

2. 令和 7 年度の募集要項について

IV. 閉 会

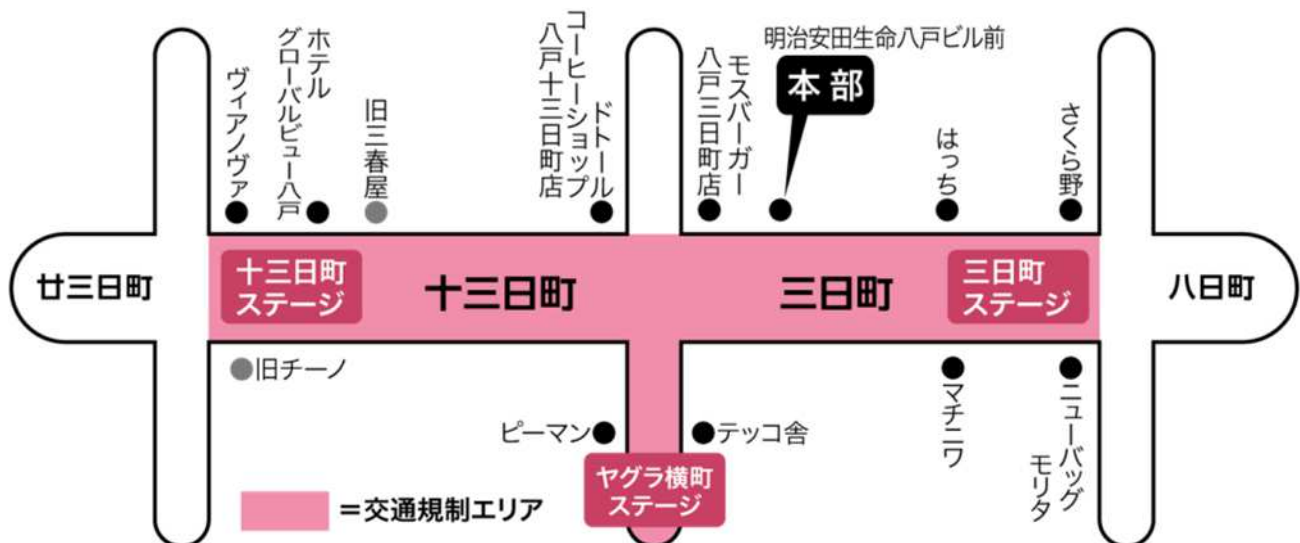
1. 令和7年度の開催要項について

(1) 開催要項

- ①目的 中心市街地を市民の憩いの場として開放し、普段味わえない路上での買い物を楽しむ空間づくりや、音楽・ダンス等のステージイベントを通じて、来街動機の高揚及び中心街のにぎわい創出を図る。
- ②主催 八戸商工会議所、(株)まちづくり八戸
- ③主管 八戸商工会議所中心街委員会
- ④開催日時

回数	開催日 (申込締切日)	交通規制時間 (イベント開催時間)	備考
第1回	5月25日(日) (4月18日)	11:00~16:00 (11:30~15:30)	
第2回	6月22日(日) (4月30日)	11:00~16:00 (11:30~15:30)	第4日曜日 八戸市私立幼稚園協会との連携を予定
第3回	8月30日(土) (6月30日)	16:00~21:00 (16:30~20:30)	最終土曜日の夜
第4回	9月28日(日) (7月31日)	11:00~16:00 (11:30~15:30)	
第5回	10月19日(日) (8月29日)	11:00~16:00 (11:30~15:30)	第3日曜日 高校生ホコテンを予定

- ⑤開催場所 十三日町（ヴィアノヴァ前）～三日町（さくら野前）、ヤグラ横町



※本部は場所が変更になる場合がございます。

2. 令和7年度の募集要項について

(1) 募集する形態について

- ①飲食販売（キッチンカー含む）
- ②物品販売
- ③体験型サービス
- ④自社・自団体 PR
- ⑤イベント PR
- ⑥パフォーマンス（ダンス、大道芸など）

(2) 出店資格

- ①はちのへホコテンの目的に賛同し、中心市街地の賑わい創出に資するものであること。
- ②反社会的勢力やこれに準ずる者と関係がなく、また将来的にも関係を持たないこと。
※新規出店時に、「反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」へ署名を必須とします。
- ③出店者説明会に参加すること。
※今回より出店者説明会への参加を申込条件とします。詳しくは「13. 申込方法」をご確認ください。
- ④パフォーマンスを行う場合には、これまでの当イベントや他所での実績があり、公衆の面前での公演としてふさわしい内容であること。また、会場内の各ステージや他の出店者に影響を及ぼさない音量で実施できること。

(3) 出店募集日・申込締切日等

開催日	申込締切	交通規制時間	イベント開催時間
5月25日（日）	4月18日（金）	11:00～16:00	11:30～15:30
6月22日（日）	4月30日（水）	11:00～16:00	11:30～15:30
8月30日（土）	6月30日（月）	16:00～21:00	16:30～20:30
9月28日（日）	7月31日（木）	11:00～16:00	11:30～15:30
10月19日（日）	8月29日（金）	11:00～16:00	11:30～15:30

- ①6・10月は最終日曜日の開催ではありません。また、他団体との連携を予定しており、募集するコマ数に限りがあります。
- ②6月は八戸市私立幼稚園協会との連携を予定しており、こども向けの出店を歓迎します。
- ③8月は土曜の夜開催となり、アルコールの提供を可とします。

(4) 出店スペース

- ①十三日町～三日町（ヴィアノヴァ前～さくら野前）の交通規制路上で、1コマの広さは幅6m×奥行き3mです。

(5) 運営協力費（はちのへホコテンの運営経費に充当します）

八戸市内で営業している方	八戸市外で営業している方
1コマ：3,000 円（税込）／回	1コマ：5,000 円（税込）／回

- ①はちのへホコテンを継続的に実施していくため、運営協力費を改定しました。
- ②原則、全出店者から運営協力費を徴収します。なお、公共性のある団体かつ来場者から料金を徴収しないなどの理由で運営協力費の減免を希望する場合は、その理由を申込時に記入してください。減免可否は委員会で協議し、開催日の約 1 カ月前にお知らせします。
- ③出店をキャンセルする場合は、開催日の 1 週間前までにご連絡ください。それ以降のキャンセルは、運営協力費と同額分を請求します。
- ④当日の無断キャンセルまたは指定日までに支払いがない場合は、次回以降の出店をお断りします。

(6) 出店における責務

- ①当日の運営に関する事項は、委員会の指示に従ってください。従わない場合は出店を取りやめていただくとともに、次回以降の出店をお断りします。
- ②飲食販売は、関係法令の遵守、保健衛生、品質管理に最善を尽くしてください。なお、購入者からの苦情や食中毒等の対応は、出店者の責に帰すものとします。
- ③出店に必要な備品や機材は各自で用意してください。
- ④会場にはゴミ箱を設置しません。飲食販売等を行う場合は、必ずゴミ箱を設置し、各自でお持ち帰りください。また、購入者からのゴミの受け入れにご協力ください。
- ⑤8 月は夜の開催となりますので、照明機器や非常用電灯を各自でご用意ください。

(7) 選定方法

- ①出店可否や出店場所等の選定は、下記選考基準、申込者数、出店形態のバランス等を勘案し委員会でを行います。先着順ではありません。

【選定基準】

- ・ 出店資格を満たしていること
- ・ 要項を遵守し、協力的に運営にあたること
 - ↳ 各回事務局で巡回し、違反等が見られた場合、次回以降の出店をお断りします。
 - ↳ 特に別紙重要事項に違反した場合には、それ以後の出店を許可しません。

- ②2 コマ以上申し込んだ場合でも、出店申込が多数の際は、出店できるコマ数を調整する場合があります。
- ③出店可否や出店場所等は開催日の約 1 カ月前にお知らせします。送付に際しては、原則すべてメールで行います。やむを得ず別の方法での送付を希望する場合は申込の際に記入してください。

(8) 当日の流れ

①交通規制時間の前

<出店場所の確認>

事前送付されたレイアウト図と、路上の縁石に貼ってある番号で、確認してください。

(出店場所の間違いが起きています！)

<荷下ろし>

i. 車両からの荷下ろしは、交通状況に注意の上、**交通規制時間の開始 10 分前** (11:00 開始の場合は 10:50) までに、**自分の出店場所の歩道に完了**してください。

※荷下ろし等の準備は、交通規制時間の開始 30 分前 (11:00 開始の場合は 10:30) を目途に行ってください。早すぎる準備は歩行の妨げになりますので行わないでください。

ii. 荷下ろしが完了次第、車両はすみやかに会場内から退場ください。

iii. 備品等は歩行の妨げにならないよう、できるだけ小さくまとめて置いてください。また、沿道店舗の敷地内に置かないでください。

iv. テント等の設営は、交通規制開始後に車道で行ってください。(合図前に歩道や車道での事前準備は行わないでください。)

<許可車両の配置>

i. **調理車両や展示車両(許可車両)を会場内に配置する場合は、交通規制時間の開始 10 分前(11:00 開始の場合は 10:50)までに完了してください。(交通規制開始の合図後の車両の進入は認めません。**また開始時間直前の進入も認めない場合があります。)

ii. 交通規制開始までは「停車」となりますので、運転手はその場を離れないでください。

iii. 緊急時を除き、交通規制時間中にエンジンをかけることはできません。

②交通規制開始の合図(時間ではなく、**アナウンスで交通規制開始**となります。)

i. 交通規制開始は、路上に走行車両がないことなどの安全確認を行った上で事務局が判断し、場内アナウンスにて、合図を出します。

ii. 出店者は合図が出てから、テントの設営などを自分の出店場所の車道で開始してください。(合図前に歩道や車道での事前準備は行わないでください。)

③イベント終了時(はちのへホコテン**終了のアナウンス**)

i. その時点で販売を終了し、片付けを開始してください。

ii. 備品等の片付けは出店場所内で行い、**交通規制終了 10 分前**(16:00 終了の場合は 15:50) **までに車道から完全に撤去してください。(車道に備品等が一切ない状態)**また、備品等は歩行の妨げにならないようできるだけ小さくまとめてください。その際は、沿道店舗の敷地内に置かないでください。

iii. 出店場所内に汚れ、ゴミがないようにしてください。

④交通規制解除時(時間ではなく**アナウンスで交通規制解除**となります。)

i. 調理車両や展示車両は交通規制解除のアナウンス後、エンジンをかけ、発進してください。

ii. 交通規制解除時に、搬出のための車両が区域外に待機することは、交通渋滞の原因となりますので行わないでください。

(9) 安全性の確保

- ①いかなる場合でも、来場者の安全確保を考慮して行動してください。
- ②テントを設置する場合、強風対策のための重りを必ず設置してください。忘れた場合、1 回目限り 4 個セット税込 2,000 円(※数に限りあり)でレンタルします。2 回目以降で準備のない場合は、当日でも出店を許可しない場合があります。
- ③非常時には消火活動や来場者の避難誘導にご協力ください。

| 参考 | 火気を使用する露店等開設のチェックリスト

No.	確認事項	
(1) 火気使用器具の状況 ※①～⑥は消防署、⑦～⑩は委員会の確認事項		
①	火気器具と段ボールや油などの可燃物は、安全な距離を確保し、不燃性の台などの上で使用しているか。	☐
②	振動などで器具が容易に転倒、落下するおそれがないように使用しているか。	☐
③	避難の支障とならない位置で使用しているか。	☐
④	可燃性ガスが滞留するおそれのない場所で使用しているか。	☐
⑤	ゴムホースと器具・LP ガスボンベとの接続部分をホースバンドで締め付けているか。また、ゴムホースは、適正な長さで取り付け、ひび割れなどの劣化がある場合は、交換しているか。	☐
⑥	電気器具を使用する場合、タコ足配線をしていないか。	☐
⑦	ゴムホースの接続部分の緩みや取り外す時のバルブの閉め忘れはないか。	☐
⑧	LP ガスボンベは容易に転倒しないように設置しているか。	☐
⑨	カセットコンロを使用する際は、ボンベが高温にならないよう注意しているか。	☐
⑩	火気器具をテーブルの上に設置する場合は「耐火ボード」を敷いているか。(鉄板では熱を通すため不十分)。	☐
(2) 消火器の状況 ※全て消防署の確認事項		
①	適切な消火器を各自で準備しているか。	☐
②	適切な位置に消火器を設置し、設置場所が明示されているか。	☐
③	消火器の設置場所を把握し、正しい取扱方法を確認しているか。	☐
(3) 燃料の使用状況 ※①～②は消防署、③は委員会の確認事項		
①	燃料の携行缶や LP ガスボンベは、日光の当たらない風通しの良い場所に置いているか。	☐
②	燃料を適切な容器で保管しているか。	☐
③	発電機などに燃料を給油する際は、エンジンを止めているか。また、万が一燃料がこぼれても、周囲や人体に危険を及ぼさない場所で行っているか。	☐
(4) 可燃物等の整理状況 ※全て消防署の確認事項		
①	周囲が常に整理整頓され、火気使用器具の近くに可燃物を放置していないか。	☐
②	避難の障害となっていないか。	☐
(5) 連絡 ※消防署の確認事項		
①	催しの主催者等への緊急連絡体制を確認しているか。	☐

(10) 防火対策の徹底【火気使用者に対しては毎回消防署の査察があります】

- ①火気を使用する場合は、必ず使用期限内の消火器を各自でご用意ください。
- ②消防署の査察における指摘事項は、次回までに必ず改善してください。改善が見られない場合、次回以降の出店をお断りする場合があります。

(11) 開催中止の場合（悪天候等の場合）

原則開催時間の 2 時間前までに判断し、(株)まちづくり八戸のホームページ及び SNS でお知らせします。必要に応じて電子メールまたは電話でも連絡する場合がありますので、申込の際には当日連絡可能なメールアドレスと電話番号を必ず記入してください。なお、中止により生じる損害について、主催者は一切その責任を負いません。

(12) 申込に際しての注意事項

- ①飲食販売を行う出店者は有効期限内の臨時営業許可証等のコピーを、調理車両または展示車両を配置する出店者は車両写真のデータを、下記申込先・問合先の電子メールまたは FAX にて提出してください。
- ②音響設備は、各ステージとの兼ね合いや機器同士の干渉の恐れがあるため、使用する場合には必ず記入してください。なお、大規模な設備はお断りする場合があります。
- ③会場内に配置できる車両は、調理車両、展示車両のみとします。（備品や商品を保管するためだけの車両は不可）
- ④当日は、事前申込のない備品や機材、車両の持ち込みは認めません。
- ⑤イベント来場者の安全のために、歩行者天国の進入口に車両バリケードを設置します。車両の配置にご協力いただける出店者は申込書にその旨ご記載ください。（毎回 4 台程度募集）



(13) 申込方法及び申込先・問合先

- ①本要項を確認の上、下記の URL の入力または QR を読み取り、出店者説明会にて付与した受付番号を入力してお申し込みください。

<https://x.gd/YclxQz>

はちのへホコテン事務局 (株)まちづくり八戸 〒031-0076 八戸市堀端町 2-3 八戸商工会館

TEL : 0178-43-5230 FAX : 0178-43-5240 MAIL : hokoten@8cci.or.jp



QR はこちら

【重要事項】交通規制全体の流れ（11:00～16:00 の場合）

交通規制開始時		
時間	出店者の動き	主催者の動き
10:30～	・ 備品や商品の荷下ろし開始 ※出店場所を間違えないようレイアウト図をよく確認 ※沿道店舗の敷地内に置かない	
10:50	・ 歩道上に備品等の準備を完了 ・ 許可車両の停車完了 ※テント等は交通規制開始後に車道で準備を行う	・ 交通規制区域内にいる事前申込のない停車中車両の移動を促す ・ ハナミズキ通り等の付近の交通規制事前準備開始（車線規制等）
10:55～	・ 交通規制区域内に事前申込車両のみの状態にする（走行車両は通行可）	
11:00		・ 交通規制区域内が許可車両(停車中)のみになっていることを確認し、車両バリケードの配置や交通規制看板を設置 ・ 交通規制の準備ができ次第、安全を確認 ・ 合図により<u>交通規制開始をアナウンス</u>
アナウンス後～ 11:30	・ 許可車両のエンジン完全停止 ・ 出店準備開始 ※自分の出店場所の車道で行う	
11:30～	はちのへホコテン開始（販売等開始）	

交通規制解除時		
時間	出店者の動き	主催者の動き
15:30～	・ 販売等終了&片付け開始 ※出店場所ゴミや汚れがないように	・ <u>はちのへホコテン終了のアナウンス</u>
15:50	・ 片付け完了(車道にものがない状態)	・ 歩行者が車道に出ないよう呼び掛ける
16:00		・ 交通規制区域内の車道に歩行者がいなこと及び備品類が残っていないことを確認 ・ <u>交通規制解除をアナウンス</u> ・ 進入防止車両や交通規制看板を撤去
交通規制解除～	・ 交通規制区域内に停車中の車両はエンジンをかけ、走行可	